

パブリックコメント実施結果について

平成29年1月16日（月）から2月16日（木）までの間「瀬戸市議会基本条例（案）」についてパブリックコメントを実施した結果、次のとおり多くのご意見が寄せられました。いただいたご意見に対する議会の考え方をまとめましたのでお知らせします。

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

1 意見提出者数 7人

2 意見の件数 63件

3 意見の内訳

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 条例案に反映した意見 | 1件 |
| (2) 条例案に一部反映した意見 | 3件 |
| (3) 条例案に反映しなかった意見 | 24件 |
| (4) 意見の趣旨や内容について既に記述済の意見 | 2件 |
| (5) 条例案の体裁、文言整理に関する意見 | 33件 |

4 意見の概要及び議会の考え方

(1) 条例案に反映した意見

【第13条】

番号	意見の概要	議会の考え方
1	第7条において、請願を「市民からの提案」、陳情を「市民からの意見」と位置づけているが、本項でいう、「市民提案」と第7条の「市民からの提案」とはどう違うのか。また、「請願及び陳情を含む。」ということなので、「市民提案」とは、何を意味しているのか。市民が請願又は陳情以外に何を提出できるのか。	本項の「市民提案」は、第7条において規定している請願・陳情のことを指していますので、「市民提案（請願及び陳情を含む）」を「市民からの提案・意見（請願及び陳情）」といたします。

(2) 条例案に一部反映した意見

【前文】

番号	意見の概要	議会の考え方
2	「善政」、「善政競争」に唐突感がある。	善政競争とは、地方自治体は国の議院内閣制とは異なる「二元代表制」という市長と議員がともに同じ市民に選ばれる機関競争（対立）主義のしくみをとっています。地方分権の目指す、住民自治を根幹とする議会の役割は、従来の監

		<p>視機能に加え、政策立案機能も求められています。このように議会の役割が増すなかで、独任制の市長と合議制の議会が切磋琢磨して、よりよい市の政策・政治のために互いに競争しながら市の運営を担おうとする意味の造語のことで、唐突感があるとのこと指摘ですが、善政競争の意味をご理解いただきたいと思います。</p> <p>なお、この「善政競争」という文言については、用語解説にも加えていきます。</p>
--	--	--

【第17条】

番号	意見の概要	議会の考え方
3	<p>本案において政務活動費については、政務活動費の交付に関する条例に従うということと「収支報告書等を公表する」としか書かれていない。そこで、瀬戸市の政務活動費条例を見たところ、調査研究結果の公表、報告についてはなかった。例えば多治見市の議会基本条例では、「調査研究の結果を公表しなければなりません。」と調査研究結果の公表が義務付けられている。議会基本条例において、政務活動費の調査研究結果の公表を義務付けるよう求める。</p>	<p>本市議会では、「視察又は研修に係る調査報告書」により調査研究結果を公表することとしています。第17条の解説の中で「収支報告書等」は「収支報告書、領収書、視察又は研修に係る調査報告書」であることを説明させていただいておりましたが、これを解説ではなく、本則の中で規定することにいたします。</p>

【用語解説：二元代表制】

番号	意見の概要	議会の考え方
4	<p>「地方公共団体の執行機関である長（市長）と議決機関である議員は、住民の直接選挙により選び」とあるが、この文の主語は「議員」であり述語は「選び」となる。議員が誰を選ぶのか？</p>	<p>この文の主語は、「地方公共団体の執行機関である長（市長）と議決機関である議員は、」であるので、議員が誰かを選ぶというわけではありません。しかしながら、ご意見にありますように、この「選び」という文言は誤解を招いてしまいますので、「～住民の直接選挙により選ばれます。」という表現に変更させていただきます。</p>

(3) 条例案に反映しなかった意見

【前文】

番号	意見の概要	議会の考え方
5	<p>「健全な緊張関係」は、第9条でも同じことを繰り返し言うため、くどい。</p>	<p>市長と議会の議員はともに直接住民によって選挙され、それぞれが住民の信託を基盤として、対等の立場で相互に他を牽制しながら均衡を維</p>

		<p>持することによって公正な権限行使の実現を目指しています。(地方議会運営辞典より) 本条例では、このことを「健全な緊張関係」と表現していますが、議会基本条例にとって重要なキーワードであることから、前文だけでなく直接関連している第9条にも記載しています。くどいと思われるかもしれませんが、ご理解いただきたいと思います。</p>
6	<p>「市長等執行機関（以下「市長等」という。）とあるが、市長及び執行機関（以下「市長等」という）とすべきではないか。</p>	<p>執行機関とは、行政の執行権限を持ち、その所掌事務について、地方公共団体の意思を自ら決定し、外部に表示しうる機関の事とされており（地方議会運営辞典より）、このことから市長も執行機関に含まれると解されます。ご意見のとおり「市長及び執行機関」としてしまいますと、「市長と執行機関は別もの」と読み取れてしまいますので、本条例案では「市長等執行機関」としていましたが、検討を重ねた結果、「市長その他の執行機関」とすることにいたしました。また、「(以下「市長等」という。）」につきましては、本則の方で規定してまいります。</p>
7	<p>「市民の負託」の「負託」という文言は「付託」と使い分けているのか。</p>	<p>「負託」は、他人に任務や責任を引き受けさせてまかせること。同音語の「付託」は他に頼んで任せること、また議会で議案などの審査を他の機関にゆだねることである（大辞林第三版より）とされています。このことを踏まえ本条例案でも「負託」と「付託」を使い分けています。</p>
8	<p>「瀬戸市民の直接選挙で選ばれた議員により構成される瀬戸市議会と瀬戸市長は、」とあるが、執行機関は入れなくてもいいのか。</p>	<p>瀬戸市民の直接選挙で選ばれるのは、議員と執行機関の代表である市長だけですので、ご理解ください。</p>
9	<p>前文、第3条及び第9条に「監視」という言葉が出てくる。これらは、行政に対する監視ということで使われている。「監視とは、「不都合な事の起こらぬように警戒して人の動きなどを見張ること。」(大辞林第三版の解説)とある。そもそも、行政は議会に「監視」されるものなのか。</p> <p>前文の<解説>に「瀬戸市の善政について競い合い、協力し合う事を常に意識し市政を運営しています。」とある。瀬戸市議会と瀬戸市長が「競</p>	<p>総務省の第29次地方制度調査会の「議会制度のあり方」に関する答申の中では、議会は多様な民意を反映しつつ、団体意思の決定を行う機能と、執行機関の監視を行う機能を担っているとの記載があります。地方自治法第98条第1項の規定（検査権）や同法第100条の規定（調査権）などは、執行機関等に対する議会の監視機能としての規定とされており、このことから議会には市長等執行機関の監視機能があ</p>

	い合い、協力し合う」関係というのはよく理解できる。この関係を条例文からも読み取れるよう「監視」以外の言葉に変更することはできないか。	り、その機能を充実・強化していくことが必要であると考えています。「監視」という言葉だけをみると、あまり良い印象を受けないかもしれませんが、ご理解をいただきたいと思います。
10	文体は、「文書の左横書きの実施に関する規程」に定める「文書の左横書き実施要領」に基づき、本則と同様「である」体を用いるべきだと思う。	ご指摘の規程及び要領の件は承知しておりますので、本則は「である」体を用いていますが、前文については、市民の皆さんにより親しんでいただけるよう、あえて「です・ます」体を用いています。
11	7行目「応えていくことを決意します」を「応えていかなければならない」又は「応えていくことを決意する」としてはどうか。	ご指摘事項については、検討した結果原案のとおりとさせていただきます。

【第3条】

番号	意見の概要	議会の考え方
12	私たち市民の生活は、市町村だけでなく、国や都道府県が決めたことなどにも大きな影響を受ける。国や都道府県が決めたことが瀬戸市民にとっては不利益が大きくなるものである場合、市民は国や都道府県に対して是正を求めたいと考える。このとき、市民を代表して瀬戸市議会としても国や都道府県に対する働きかけをしてもらいたいと期待する。このような期待に応えるため、国や都道府県に対する働きかけについても、議会及び議員の活動原則に盛り込んでもらうことはできないか。(このような働きかけを行うことは実際にはほとんどないかもしれないが、このような働きかけも必要な活動であるということを明記し、議員全員で共有することが重要であると考える。)	<p>議会が国や県に対する働きかけをする方法として、意見書の提出権が地方自治法第99条に規定されています。これは国会又は関係行政庁に対し、議会が当該地方公共団体の公益に関する事件について、意見書を提出する権限のことです。この提出権により、議会は、市民の皆さんから国政事務又は法定受託事務について制度の改善又は新設を促進されたいとする請願・陳情や住民運動があった場合、議会としての意思を別途意見書としてまとめ提出することになります。</p> <p>このように、議会が国や県に対する働きかけをする方法は、既に地方自治法で規定されていることから条例の中では触れていませんが、市民の皆さんにより理解していただけるよう、解説の中に意見書の提出権のことを加えてまいります。</p> <p>なお、本市議会では、請願・陳情等により市民の皆さんから出された要望をしっかりと受け止め、必要に応じ意見書を提出しております。</p>
13	「ものとする」の使用は、他の規定に比べると消極的な表現になるように思うが、それで良いのか。	法令用語の解説では、「ものとする」というのは、行政機関に対して一定の行為を義務付けるような場合に用いられるとされており、意味的には「しなければならない」に近いが、若干の

		<p>ゆとりを持たせて、取り扱いの原則や方針を宣言するといったニュアンスが込められているとされています。</p> <p>他の規定に比べると消極的な表現になるとのご指摘ですが、第3条第6号は、議会の役割を追究し絶えず議会改革に取り組むという方針を宣言している規定です。また、本市議会では平成17年から継続して議会改革に取り組んでいることもあり「ものとする」を用いています。</p>
--	--	---

【第4条】

番号	意見の概要	議会の考え方
14	「ものとする」の使用は、他の規定に比べると消極的な表現になるように思うが、それで良いのか。	<p>法令用語の解説では、「ものとする」というのは、行政機関に対して一定の行為を義務付けるような場合に用いられるとされており、意味的には「しなければならない」に近いが、若干のゆとりを持たせて、取り扱いの原則や方針を宣言するといったニュアンスが込められているとされています。</p> <p>他の規定に比べると消極的な表現になるとのご指摘ですが、第4条第3号は、市政の課題及び政策に関する調査研究に積極的に取り組むという方針を宣言した規定です。また、議員は日頃から市政の課題及び政策に関する調査研究に取り組んでいることから「ものとする」を用いています。</p>

【第6条】

番号	意見の概要	議会の考え方
15	本案では、一人でも会派として認められることが保障されていないので、条例において一人会派を認め、一人会派でも市民の代表として対等に扱われ、少数者の声が活かされる議会となるよう求める。	本市議会の会派に関する規定は、第6条に規定しているとおりでありますので、ご理解ください。

【第7条】

番号	意見の概要	議会の考え方
16	第7条で、「市民参加及び市民との連携」について定められている。その内容の趣旨は、「議会	第7条は、趣旨にも記載してありますとおりで、より開かれた議会を目指すため、積極的な情報

	<p>が市民に対して情報を公表し、市民はその情報を共有する。また、市民は議会より審議経過や結果の報告を受けて、市民の意見を議会に届ける。そして、市民から届けられた意見を議会は市政に反映するよう努める。」とある。</p> <p>この条文には、前提として「行政」と「市民」との関係が、「行政は市民に対してサービスを提供し、市民は行政が提供するサービスを受ける」関係であるように受け止められる。なぜならば、「市民が行政より、より良いサービスを受けるために、議会より行政に関する情報を得て、市民の意見や提案を議会をとおして行政に反映させる」ことを実現するには第7条で定められている内容が必要であると考えからである。</p> <p>しかしながら、市民はただ単に行政から一方的にサービスを受けるだけの存在ではなく、市民も行政と協力し、市民自らがサービスを提供する側として活動することもある。議員はこのような主体的な市民活動を支援し、より活発になるよう努めることによって、市民の福祉の増進を促進させていく役割があるのではないか。</p> <p>また、市民は時に、自らの個人の利益を最優先に考え、全体の市民福祉の増進について考えが及ばない場合もある。このようなとき、議員は市民に対して個人の利益だけでなく全体の市民の福祉の増進について、市民と共に考え行動していくことが求められると思う。</p> <p>議会と市民との連携について、議会が常に市民の側に立って行政に対して働きかけるというスタンスだけではなく、時には行政の側に立ち、市民に対して市民福祉の増進を働きかける連携の在り方も必要であると考え。このような連携の在り方についても、条文の中に盛り込んでいただくことはできないか。</p>	<p>公開を行い市民との情報共有を図ること、議会への市民参画や意見を反映させる機会についての規定です。</p> <p>従って、ご意見としていただいた連携の在り方については、条文の中に盛り込む考えはございません。</p>
17	<p>第1項中「会議等」について、解説で説明しているように規定する方がよいと思う。</p>	<p>ご指摘の事項については、検討した結果、原案のとおり本則では「会議等」とし、解説の中で「会議等」の説明をしまいりますのでご理解ください。</p>
18	<p>第2項中「交互に開催」とは、どのような意味</p>	<p>議会報告会は、3月定例会後と9月定例会後</p>

	<p>なのか。かわるがわる開催するか、各々開催する のか、両方開催するという事なのか。</p>	<p>に開催し、市民との意見交換会は6月定例会後 と12月定例会後に開催することとしています。 従って、報告会⇒意見交換会⇒報告会⇒意見 交換会という形で開催していくということになり ます。</p>
--	---	---

【第12条】

番号	意見の概要	議会の考え方
19	<p>議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号） 第96条第2項の規定に基づき、必要と認められ るものを議会の議決すべきものとして定めるこ とができる。 地方自治法第96条第2項に基づき定めるの であるから、当然条例で定めるので、第2項は必 要がないのではないか？</p>	<p>地方自治法をご覧になったことのない市民の 方にも理解していただけるよう、あえて第2項 の規定を設けているものです。</p>

【第15条】

番号	意見の概要	議会の考え方
20	<p>展望等の「等」は、「将来の予測、将来の展望、 将来の〇〇など」であるということであれば、こ の表現でよいと思うが、「市政の現状、市政の課 題、将来の予測、将来の展望、〇〇の〇〇、〇〇 〇〇など」であるとなると、「市の現状及び課題、 将来の予測及び展望等」になると思う。</p>	<p>ご指摘の点については、検討した結果原案の とおりとさせていただきます。</p>

【全体】

番号	意見の概要	議会の考え方
21	<p>情報公開を始めとする内容は良くできている と思う。議員諸氏がどこまで読み込んで理解され ているのが危惧されるころだと思う。絵に描 いた餅にならない事を願いつつ・・・ なお、趣旨、前文、解説、用語解説が入ってい るところが非常に理解しやすく良かった。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p>
22	<p>自分なりに調べてみましたが、どこの条例と もかわりばえがしない。あっちこっちから寄せ集 めただけの印象。瀬戸市の市議会が、瀬戸市はこ んな市だから自分たちはこれを作りましたとい う思いが入ってないと思います。多くの市の条例 にあるように市の成り立ちや背景を入れれば、あ</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。この条 例により議会の活動原則を定めさせていただ き、それに基づく議会活動を行うことで、市民 の負託に応えてまいります。 なお、言葉については、「市民」、「市長」で統 一してまいります。</p>

	<p>りきたりの条文がならんでいても、ちゃんと考えた結果こうなったんだなと誰もが納得できると思います。それから、言葉ですが市民だったり住民だったり、市長だったり首長だったりで、どう使い分けているのかわかりません。</p>	
23	<p>議会基本条例案について、市内各所で説明会を行い十分な質疑を行った上で意見募集を行うよう求める。</p>	<p>市内各所での説明会は行っておりませんが、議会基本条例の素案策定後の昨年9月26日に、瀬戸市議会議場において学識者を講師にお迎えし、多くの市民の皆さんにもご参加いただき、議会基本条例について研修・意見交換を行いました。また、本年1月16日から2月16日までパブリックコメントを実施いたしました。</p> <p>本市議会では、議会基本条例を「策定して終わり」にするのではなく、条例施行後も定期的に評価検証を行い、必要に応じ見直しも行ってまいります。その過程で市民の皆さんから再度ご意見をいただく機会も設けてまいりたいと考えております。</p>
24	<p>辛口で云いますと瀬戸市議会が「追認機関」から脱し、市長と切磋琢磨する議会へ一歩踏み出したと思えました。</p> <p>今まで議会を多く傍聴してきましたが、市長（執行部）の提案する議案にただ同意をするという閉鎖的な「追認機関」という状況を見てきたので何とかならないのかと思えました。議案に対して補強・修正など市民再度から視点であったはずです。</p> <p>全体を読みましたが、「議員間の自由討議を積極的に」、「市民の多様な意思及び意見の把握」など各条項目を見ますとなるほどと思います。</p> <p>しかし、この条例は理念にとどまっているところが多く、議員の方の本気度が今後試される機会が多くなるでしょう。</p> <p>具体的な事項でいいますと、第4条に関係しますが瀬戸市として重要な政策的な課題や議案について、「調査研究に積極的に取り組むものとする」と述べています。</p> <p>今すぐでもできますので専門的知見を有する</p>	<p>瀬戸市議会基本条例は、瀬戸市議会の最高規範と位置付けています。</p> <p>従って、議会及び議員は、本条例の規定に従い、市民福祉の増進を使命として活動してまいります。「この条例は理念に留まっているところが多く。議員の本気度が試される」とのご意見でございますが、議会及び議員はこれまで以上に努力を重ね、市民の負託に応じてまいりますので、引き続き見守っていただきたいと思います。</p>

	<p>(大学教授・研究者等)を活用して、学校統廃合・小中一貫校や図書館整備など議員の立つ位置がちがっていても、課題に関する論点・争点を明らかにできます。</p> <p>そうした議員の献身的な努力は、市民が知れば共感ができ議会が身近に感ずるようになります。</p> <p>第4条(議員の活動原則)1の(2)の<解説>第2号{市民の多様な意思、意見の集約に努めることを定めています}が理念ではなくて実践をしていただきたいです。議員の一部だと思われませんが、まだそのようになっていないところを見うけます。</p>	
25	<p>議会基本条例について、なぜ必要なのかわかりません。</p> <p>これまで、地方自治法のもとで市議会が運営されていますが、なぜ地方自治法に定められている内容と変わらない、議会基本条例が必要なのでしょうか。地方自治法に問題があるのでしょうか。地方自治法に問題があるのであれば、地方自治法を変えなければならないと思います。いろんな市で議会基本条例が制定されているようですが、無駄ではないのでしょうか。問題があるのであれば、地方自治法を変更すればすむ話ではないのでしょうか。各市で多くの時間を使って、このような条例を作るのは時間、税金の無駄遣いのように思います。</p> <p>地方自治法に定められていない事を条例で決めて行うのは法律違反になりませんか。現状、地方自治法に従い議員は、市民からの要望、問題を吸い上げるなど、さまざまな案件を議会で審議し採決していると思います。今直面している、課題がたくさんあります。その解決に向けた取り組みに時間、税金を使うべきと考えます。</p> <p>また、瀬戸市民約13万人の将来を、一人の大学の先生の意見に左右されるのは納得いきません。いろんな考え方の先生がいらっしゃいます。それらの、いろんな方の意見を伺い、瀬戸市として本当に必要な条例なのか十分に審議尽くされたのでしょうか。結論ありきの話のように思いま</p>	<p>瀬戸市議会基本条例は、地方分権時代にふさわしい議会のあり方としての基本理念を明らかにして基本的事項を定めるもので、議会としてその必要性を十分認識しています。</p>

	<p>す。地方自治法と同じ内容の議会基本条例は必要ないと思います。混乱を起こすだけだと思います。議員と市民は立場が違うのですから、一線画すべきだと思います。議会は、選挙で選ばれた市民の代表の議員で瀬戸市の諸問題を議論する場です。そこに、選挙で選ばれていない市民が混じると議会制民主主義が崩壊します。選挙の意味が無くなります。民主主義とは、公正な選挙ではないですか。やがて力を持った一部の市民に議会、市政が混乱させられることを危惧します。大多数の善良な市民が大迷惑します。再考されることを、お願いいたします。</p>	
--	---	--

【用語解説：公聴会】

番号	意見の概要	議会の考え方
26	「一定の」とあるが「ひとつの」ではないか。	公聴会の用語解説につきましては、「地方議会運営辞典」に記載されている内容をそのまま引用しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

【用語解説：請願・陳情】

番号	意見の概要	議会の考え方
27	「一定の」とあるが「ひとつの」ではないか。	請願・陳情の用語解説につきましては、「地方議会運営辞典」に記載されている内容をそのまま引用しておりますので、ご理解いただきたいと思います。
28	請願の方は「国又は地方公共団体等の公共団体」とあるが、陳情の方は「国又は地方公共団体等公の機関」とあり、統一性がない。	<p>請願は、請願法第3条により「請願の事項を所管する官公署にこれを提出しなければならない。」との規定があります。官公署とは、「国と地方公共団体の諸機関の総称（大辞林第三版）」とされています。</p> <p>このことから請願は、国や地方公共団体（都道府県、市町村等）などの公共団体にしか提出できないということになります。</p> <p>一方、陳情は請願と違い法律に規定されていないため、国や地方公共団体に限らず、例えば公共交通機関である鉄道会社などにも提出することができることから、このような使い分けをしています。</p>

		※公共団体・・・「行政上の一定の目的のために国家から 行政的権限や特権を与えられた団体、地方公共団体、公共組合のほか公団、事業団など」(大辞林第三版)
--	--	---

(4) 意見の趣旨や内容について既に記述済の意見

【第1条】

番号	意見の概要	議会の考え方
29	本案第1条の目的に、市民参加と情報公開の促進を入れるよう求める。例えば、日進市の議会基本条例では、第1条の目的に、「市政の情報公開と市民参加を基本に、市民の声を反映し、開かれた市議会を実現し、」とある。	ご指摘をいただいた「市民参加と情報公開の促進」については、第1条には規定していませんが、第7条で規定しております。

【第4条】

番号	意見の概要	議会の考え方
30	日進市議会の議会基本条例には、議員の活動原則に「議員は、市の財政援助団体の代表及び代表に準ずる役職に就任することはできない。」と明示があるが、本案にはない。この条項を入れるよう求める。	本市議会では、平成元年に瀬戸市議会政治倫理要綱を定めており、要綱の第3条第5号で「市から補助金等の交付を受けている団体」「市との請負又は物品等の納入を行う企業」の役員には就任しないことを規定しています。 本条例第14条で議員の政治倫理は別に定めるとしてありますので、議員はこの要綱を遵守しなければならないこととなります。

(5) 条例案の体裁、文言整理に関する意見

【前文】

番号	意見の概要	議会の考え方
31	「市長等執行機関」という言い方は「市長その他の執行機関」としてはどうか。	ご意見のとおりといたします。
32	本則ではないので、前文に「(以下「○○」という。)」は、使わないほうがよいのではないか。	ご意見のとおりといたします。
33	4行目「はかる」を「図る」、「活動します」を「活動する」若しくは「活動している」又は「使命として活動します」を「使命としている」としてはどうか。	4行目の「はかる」は「図る」といたします。その他のご指摘事項については、検討した結果原案のとおりとさせていただきます。
34	9行目「よってここに」を「よって」、10行目「、また、」を「、又は」、「瀬戸市議会基本条例」を「ここに、この条例」、「制定します」を「制	「よってここに」は「よって」に、「、また、」は「、また」といたします。その他のご指摘事項については、検討した結果原案のとおりとさ

	定する」としてはいかがか。	させていただきます。
--	---------------	------------

【第2条】

番号	意見の概要	議会の考え方
35	第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。	ご意見のとおりといたします。

【第3条】

番号	意見の概要	議会の考え方
36	第3号中「市長等に対し、適切な市政運営が」を「市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）による市政運営が、適切に」としてはどうか。	検討した結果、「市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対し、適切な市政運営が」とさせていただきます。
37	第5号中「あたっては」を「当たっては」に改める。	ご意見のとおりといたします。
38	第7号中「や」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。 ※これは、「専門的な知見の活用」と「政策提言等に必要な研修、視察」が並列であるとの考えから。	検討した結果、「や」を「、」に「もしくは」を「若しくは」といたします。

【第4条】

番号	意見の概要	議会の考え方
39	「1」を削る。	ご意見のとおりといたします。

【第5条】

番号	意見の概要	議会の考え方
40	第1項中「委員会」とは、第7条第3項に規定する「委員会」か。ならば、こちらに各委員会を規定しておくべき。	第1項中の「委員会」は、ご指摘のとおり第7条第3項に規定する「委員会」のことです。よって、「委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び広報広聴協議会をいう。以下同じ。）」といたします。

【第7条】

番号	意見の概要	議会の考え方
41	第2項中「議会は、定例会閉会後に議会で」を「定例会閉会后、議会は、当該定例会で」としてはどうか。	ご意見のとおりといたします。
42	第5条で「委員会」を規定すれば、第3項では、	第5条で「委員会」を規定することとしまし

	「議会は、委員会」となる。	たので、本条第3項はご意見のとおりといたします。
43	第3項中「における」を「において」にしてはどうか。解説に記載のとおり。	ご意見のとおりといたします。
44	第4項中「提案者」を「当該請願又は陳情の提案者」に、「説明、意見」を「説明及び意見」にしてはどうか。	ご意見のとおりといたします。

【第8条】

番号	意見の概要	議会の考え方
45	第1項中「多くの市民が議会と市政への関心を高めてもらえるよう」を「議会と市政に対しより多くの市民の関心が高まるよう」にしてはどうか。	ご意見のとおりといたします。
46	第2項中「、様々な機会を通じて」を「様々な機会を通じて、」に、「把握・集約」を「把握及び集約」に、「市政や議会運営」を「市政及び議会運営」にしてはどうか。	ご意見のとおりといたします。

【第10条】

番号	意見の概要	議会の考え方
47	第1項中「及び市民への」を「、及び市民への」にしてはどうか。	ご意見のとおりといたします。
48	第2項中「の内」を「のうち」に、「市の基本的な政策」を「、市の基本的な政策」に、「、個別行政分野」を「及び個別行政分野」にしてはどうか。	ご意見のとおりといたします。

【第11条】

番号	意見の概要	議会の考え方
49	「前条の」を「前条第1項」にしてはどうか。	ご意見のとおりといたします。

【第13条】

番号	意見の概要	議会の考え方
50	「議員提出、」を「、議員提出、」に、「含む」を「含む。」に、「場合」を「場合は」としてはどうか。	ご意見のとおりといたします。

【第14条】

番号	意見の概要	議会の考え方
51	「別に要綱で定める」と規定しているが、本市の条例又は規則で、要綱で定めるという規定はしている例はないので、「別に定める」だけでよいのではないか。	ご意見のとおりといたします。
52	「市民全体」を「市民」としてはどうか。「市民全体」とする必要があるのか。	ご意見のとおりといたします。

【第15条】

番号	意見の概要	議会の考え方
53	既に施行されている条例を規定するので、条例の名称で規定するのではなく、「別に条例で定める」というだけでよいのではないか。または、「で定める」を「の定めるところによる」にしてはどうか。	ご指摘の点につきましては、「別に条例で定める」といたします。

【第16条】

番号	意見の概要	議会の考え方
54	第1項について、既に施行されている条例を規定するので、条例の名称で規定するのではなく、「別に条例で定める」というだけでよいのではないか。または、「で定める」を「の定めるところによる」にしてはどうか。	ご指摘の点につきましては、「別に条例で定める」といたします。
55	議員報酬は、「改正」ではなく「改定」のほうがよいのではないか。	ご意見のとおりといたします。
56	「審議会」は正式名称「瀬戸市特別職報酬等審議会（瀬戸市特別職報酬等審議会条例（昭和41年瀬戸市条例第16号）第2条に規定するものをいう。）」と規定した方がよいのではないか。解説に記載のとおり、正式名称で規定するほうがよいと思う。	ご意見のとおりといたします。
57	「委員会、議員」を「委員会又は議員」としてはどうか。	ご意見のとおりといたします。

【第17条】

番号	意見の概要	議会の考え方
58	「あたっては」を「当たっては」に、「使用」を「執行」に改める。	ご意見のとおりといたします。

59	収支報告書等ではなく、「収支報告書、領収書、視察又は研修に係る調査報告書」と全部規定してはどうか。	ご意見のとおりといたします。
----	---	----------------

【第18条】

番号	意見の概要	議会の考え方
60	「及び政策提言等」を「、政策提言等」に改めてはどうか。	ご意見のとおりといたします。

【第20条】

番号	意見の概要	議会の考え方
61	「及び政策提言等」を「、政策提言等」に改めてはどうか。 ※「等」つける場合は、「及び」はいれません。	ご意見のとおりといたします。

【用語解説：二元代表制】

番号	意見の概要	議会の考え方
62	文章中に「住民」とあるが、前文や条例本文では、「市民」となっている。統一すべきではないか。	ご意見のとおりといたします。
63	文章中に「長」「市長」「首長」と出てくるが、統一すべきではないか。	ご意見のとおりといたします。